

令和 7 年

新城市教育委員会

9 月定例会会議録

新城市教育委員会

令和7年9月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 9月25日（木） 午後2時30分から午後3時53分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子教育委員 原田真弓教育委員 鈴木志保教育委員 伊藤雅朗教育委員

4 説明のため出席した職員

原田教育部長	大藏教育総務課長	菅野学校給食課長
安井学校教育課長	河口生涯共育課長	中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事	原田学校教育課副課長

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和7年7月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告

日程第3

(1) 協議事項

ア コミュニティ・スクール 学校運営協議会の設置に関する規則等の整備について
(学校教育課)

日程第4

(1) 報告事項

ア 9月議会について (教育部長)
イ 新城市共育推進計画の進捗状況について (生涯共育課)
ウ 新城図書館利用に関するアンケートについて (生涯共育課)
エ 行事・出来事 (9月、10月) について

閉 会

○職務代理者

定刻までにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和7年9月新城市教育委員会定例会議を開催いたします。

日程第1 (1) 令和7年7月開催定例会の会議録について

○職務代理者

日程第1、令和7年7月開催会議録についてです。

会議録の内容についてご質問等がありましたら、お願ひします。

ないようでしたら、会議録について承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。

全員挙手でありますので、会議録について承認といたします。

日程第2 (1) 教育長報告について

○職務代理者

次に日程第2、教育長報告です。教育長、よろしくお願ひします。

○教育長

お願ひします。

暑さ寒さも彼岸まで、お彼岸ということで、本当に長かった暑さ、和らいできました。

一般質問でも熱中症への対策に対する質問がありました。7月20日、1学期の終業式が終わって、ある校長先生から連絡が入って、1学期が終わってほっとしていますという報告がありました。そのぐらい暑さに対する対応には、各学校、神経を使っている状況です。

今日、その暑さに対する対応ということで、私なりの見解をお示ししておきます。校長会議でも毎年5月ぐらいには、もうとにかく子供の命第一でということで、あらゆる手段を使っていいと。最終的には保護者に迎えに来ていただきなさいと。そうでないと守れない、そういうことを話しております。

紙面に沿って説明をします。

まず、熱中症のリスクの認識ということで、私が今覚えている一番の取つかかりは、豊田市の挙母小学校、平成30年だったと思いますが、校外学習で11時ぐらいに学校に帰ってきた。子供の様子に異変があったにもかかわらず、教室には当時冷房が入っていないくて、そういう状況で子供が休んでいる中でどんどんどんどん具合が悪くなって亡くなってしまった。

それと、2年前になります。山形県米沢市で当時中学校1年生の女の子がバレーボールの練習を終えて、で、顧問の先生も暑かったので、10時半ぐらいに早めて終了して、そのまま帰ったんですが、帰り2.6キロの道のりの中で途中で倒れてしまった。このときも登下校中の事故ということで、学校がいけなかつたのは、暑さ指数をしっかり測ってなかった。これは学校の過失です。学校は、中では管理責任がありますから、一生懸命暑さ指数も測る。そして、高ければ、活動を替える、室内にする。冷房があるところで活動する、そういう対応を取るんですけども、登下校だけはどうしようもできない、そんな状況にあります。

例えば千郷学区でいうと、片山と徳定、2.5キロ以上あります。ですので、1年生が歩くと40分ぐら

いにかかってしまう。東郷東小学校でいうと、有海、大海、ここも同じ距離ぐらいに子供の家がありますから、同じような状況です。

こういったところでどう子供の命を守るかというところで、まずは、熱中症警戒アラートが発表された日、暑さ指数33というと、気温で大体35、6度です。新城でも、去年でいうと40日ぐらいはあったと思います。今年はもう少し少なかったです。

そうなるときには、通常の外の活動は絶対に控えなければいけないということです。つまり、もし子供が帰る3時頃に暑さ指数33だったら、子供を帰してはいけないわけなんです。国で定めているのは、この熱中症特別警戒アラート、暑さ指数35、ただ条件がかなり厳しくて、県内11観測地点があるんですが、そのうちの一つは稻武なんです。作手よりも標高が高い。稻武で暑さ指数35ということは、気温でいうと、稻武で38度か9度っていうことは、新城は41、2度。であれば休校にしますよ。数年後にはそういう状況が生まれるかもしれないけれども、今まで愛知県で出たことはありません。

ですので、この中間に来るところ、新城で暑さ38度を超えるとなったら、新城市教育委員会の判断で休校にしなければいけないと思ってます。幸い、今年新城で一番暑かったのは8月30日の38.1度。戦国博覧会をやっていた土曜日なんですねけれども、この日は暑かったんですが、予想最高気温が38度というのは、新城では子供が通う日ではなかったので今年は出してませんが、来年度以降、出さざるを得ないと思っています。

二つ目は、保護者への引き渡しということで、全員は無理だけれども、個人差があるということ。つまり年齢によって強い子、弱い子がいるということ。体調もその日によって違うということ、そして上下校の時間も人によって違うということ、ここを総合的に勘案して、この子は保護者への引き渡しだと、校長が判断するしかないと考えています。

三つ目は、まず子供に自分の命を守らせるということ。「共助」というのは、子供だけでは子供の命を守れないから、学校も家庭もお互いに協力して守らなければならないという意味合いです。「公助」。これはもしできれば、先ほど言った学校から距離がある通学団に対しては、バスも考えなければいけないときに差しかかっていると思います。10年前より5年前、5年前より今年、今年より5年後ということで、どんどんどんどん状況が苛酷になっていますので、その辺りもこれから考えていかなければいけないということで、私の見解ということで、またいろいろご意見いただければと思います。

次に、山城サミット、9月14、15、石川県白山市の山城サミットに行ってきました。これは、32年経過しているということで、全国の山城サミット加盟の自治体が集まるという状況です。今年は芸能人の春風亭昇太師匠もお見えになっていて、聞くところによると、予算2,000万円規模で白山市はこの山城サミットを開催した。来年度、新城が開城450年を迎える。それと、山城ということで、亀山城が全国の山城に登録されている。こういうことが合わさって、来年度、新城で開くということになりました。

一応、今のところ暑い中の開催はなかなか難しいので、11月28日・29日、土日で開催しようと思っています。まだ細かいことは一切決まっていません。これから1年間かけて準備をするということです。来年度どういうものになるか分からないけれども、新城を訪れる方が喜んでいただけるように最善の方法を考え対応していきたいと思っています。また、いろいろなお知恵をお借りしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告についてご質問等がありましたらお願ひします。

ありがとうございます。

日程第3 (1) 協議事項

○職務代理者

それでは、日程第3、協議事項に移ります。

ア、コミュニティ・スクール 学校運営協議会の設置に関する規則等の整備について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課

では、担当の原田より説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課

失礼します。担当の原田と申します。よろしくお願ひします。

いよいよ令和8年度からコミュニティ・スクールの設置を進めてまいりたいと思います。これに伴って、その核となる規則、これも制定していかなくてはなりません。

今回、紙面でご提案させていただいた学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定、これが一番の基となる規則になります。これに伴って、学校管理規則の改正、それから、学校運営協議会委員の報酬に係る条例の改正も伴ってくるというところで、この三つについて様々な視点からご意見いただけたらと思います。以上になります。お願ひします。

○職務代理者

この件につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

お願いします。

○教育委員

学校運営協議会の規則の第2条、2ページになります。

2条の2、新城市の学校運営協議会申請書（様式1）についてです。例えば、現在、新城小学校には学校運営協議会が設置されています。もし、新城中学校が将来の学校の在り方を考えるために、校区である新城小学校と舟着小学校を学校運営協議会に設置するということになった場合には、新城小学校には学校運営協議会が二つできるということになります。それは、よろしいかということ。

さらに、小中学校の垣根を越えて、新城中学校はこども園、新城こども園、あるいは、有教館高校を含めて、学校運営協議会を設置するということは可能なのか。

こちら辺をお聞きしたいです。

○職務代理者

お願いします。

○学校教育課

まず、運営協議会の設置の数についてなんですかけれども、新城小学校のみで令和8年度は進めていく予定でございますので、令和8年度の申請については、運営協議会が新城小学校として提出していただく形で想定しております。今後、令和10年には全ての学校が運営協議会を設置するっていうところで、要は連携をさせていくか、単独で新城小学校、舟着小学校、新城中学校でそれぞれが単独で動いていくかっていうところがポイントになるかと思うんですけども、これで新城小学校の現状を見ながら、市としても連携していく

ったほうがいいってことであれば、一度、新城小学校の運営における対応の申請ではなく、新城小学校、舟着小学校、新城中学校の連携型として新たに申請していただくという形になりますので、当初申請していただいた新城小学校の申請は取りやめという形になるということでご承知いただいております。

二つ目の。

○教育委員

有教館高校とかこども園を含めて小中の垣根を越えた連携を運営協議会っていうのは可能ですかっていう。

○学校教育課

この件については、即答できない部分がございますので、一度またお調べして回答させていただけたらと思います。

他市の状況を見ると、運営協議会として小中の垣根を越えて設置しているっていうような事例はあまり自分のところでは認識はしていないんですけども、ただ、運営協議会委員の中に、例えば有識者、大学とのつながりがある方だとかこども園の取りまとめている代表者の方が入って、そこで連携していただいているというような事例は聞いておりますので、そういったところでも可能かと考えます。

○職務代理者

お願いします。

○教育委員

新城中学校が、将来的に運営協議会で舟着小学校の統合を考えていくという長い視点に立つと、中学校が校区の新城小、舟着を含めた連携の中で考えていったほうがいいと思うんです。そのときに新城小学校は二つ申請としてはあるということになるわけですね。現在あるのと、この申請と。その調整をどういうふうにしていくのかが知りたいのと、小中の垣根を越えてこども園と高等学校の連携も運営協議会としては、学校運営の視点では大事じゃないかということで質問をさせていただきました。

○学校教育課

まず一つのことについては、前年度の段階で学校と連携をする、今後令和8年度に設置していく学校がどこであるかというのを事前に調査をさせていただいて、こことこことここが設置していくというところは学校と連携を図らせていただき、予算の申請等もございます。運営協議会委員が急に新しく4月になって初めて設置しますってなっても予算が取れないで、事前に確認させていただいた上で、どこがっていうところは決めさせていただいておりますので、そういったところで設置校が重なったりだと、急に増えたりとかっていうのはならないように対策をしていきたいと考えておりますけれども、そこを規則の中に入れてしまうかどうかっていうところについては、検討させていただきます。

○教育委員

意外と単独型の運営協議会と連携型の協議会があつてもいいのかなと思いながらも、やっぱり二つあってはいけないのかっていう、そこら辺のところをまた考えていったほうが。

○学校教育課

承知いたしました。二つ目のところについても、やっぱり運営協議会を入れるところがゴールではなくて、その後の子供を主語にしたよりよいまちづくりっていうところが、やっぱり最後目指すところではありますので、そういった大学だとかこども園だとか、そういった地域住民の生活の状況に合わせてよりよい案を出したり考えています。以上です。

○職務代理者

そのほかでいいがでしょうか。

お願いします。

○教育委員

お願いします。今回の議論の論点といいましょうか、どこをどう聞いていけばいいのかとか、どこをどう私が考えたほうがいいのかっていうところがはつきり分からぬのですが、規則等の整備についてこの規則に対してここを変えたほうがいいだとか、ここがよいだとかっていうことを伝えればよろしいのか、それともこれに対する具体的な分からぬ点を教えてもらうような状況でいいのかっていうところで、ちょっとその辺がまず大前提で分からぬんですが、そこだけちょっとはつきり教えていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育課

大変分かりにくくて申し訳ございません。そのどちらでも結構です。本当にゼロから新しいものをつくっている状況ですので、これがいわゆる学校が運営協議会を進めていく上で一つの基準となるものになっております。当然、文部科学省の例を参考にしながら作らせていただいているんですけども、このポイントが分からぬっていうところでも結構ですし、ここはこうしたほうがよいものになってるんじゃないかなっていうことでも結構ですので、どんなご意見でも結構です。よろしくお願いします。

○教育委員

では、安心しましたので、私のこの資料を見させていただいて感想のようなものになってしまふし、分からぬところをちょっと伺いたいなと思うところを述べさせていただきます。

まずこれを全体を読ませていただきまして、前々から学校運営協議会についてということで、いろんな研修にも参加させていただいておりましたので、ある程度のぼんやりした感じは分かるのですけど、具体的にどうかっていうとなかなかはつきりとは分かっていなくてということをまず前置きにしまして、今、学校評議員会っていうのがあるものですから、それと「共育」という活動もあるものですから、それらを全部合わせて学校運営協議会のようなものになっていくのだろうと、私の中では認識しております。それらがどういうふうにしてうまくこれが回っていったらいいかとか、実際に動くようになるかっていうことを整理したものがこれだろうとは思います。

で、そのときにこれを読んでいくと、一番大事だなと思うのは、やっぱり校長先生がどんな学校にしたいかっていうことを学校できっちり示さなければならぬ、それに対する意見をいただいたらしくてなってくるんですけど、校長先生が2年たちました、3年たちました、代わりましたってなったときなんかはどうするのかなっていうのがまず疑問点で一つ残っております。でも、それはきっと継続されていくことに対しての私たちのこの学校運営協議会の役割なんだろうから、その継続のところのことでやっていけば、校長先生が代わっても大丈夫なのかなとか思いますけれど、こんな学校にしたいっていう校長先生の思いというのは大きくおありになるかと思うので、そういうものの取扱いはどんなふうにされるのかっていうところは、ちょっと心配だなとは思いました。

それからもう一つは、地域学校協議会活動推進員っていう方がこれから必要になるっていうのが読み取れるのですけれど、実際に運営委員として何人中何人ぐらいまでという委員を選ばれて、その中の1人としてこの推進員という方が選ばれていって、実際のところ教頭先生が今やってみえるようなことを運営していく、そういうことを考えるであろうっていう人たちが必要だっていうふうには書かれているし、実際そういう

う方があれば、学校で教頭先生がやっているところを担っていただけるっていうことで大変いいのかなと思います。でも、その方っていう方が、その地域にとって、やはりいろんなことを知ってる方であったり、また学校の事情とか学校での必要性っていうものを自分の中でちゃんと正しく子供たちのためにっていうことで考えられる方であるっていう方を推薦しなければならない。そういう方を選任していくっていうことが必要であろうと思うと、本当にこの辺りの選任の方法っていうのも難しいであろうなとは思っております。でも、ですが、そこはすごく要となるので、そういう方を選び、それぞれの地区でのコミュニティ・スクールがちゃんとこの運営協議会を基に動いていけるといいなと思いました。ですので、実際にどういう方がなっていくんだろう、どのようにして動かしていくんだろうっていうのが、今のこの教頭先生のこの立ち位置と動き方っていうものが分かる方でないといけないななんていうふうに考えました。

感想と意見です。よろしくお願いします。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

お願いします。

○学校教育課

ありがとうございます。本当に貴重なご意見ありがとうございます。

二つ目に話をしていただいた推進員のところなんですかけれども、実情を申しますと、令和8年度については、学校運営協議会委員については報酬も予算要求しているけれども、地域学校協働活動の推進員については、いわゆる先ほどおっしゃっていただいたコーディネーターになりますけれども、報酬のほうはちょっとなかなかまだ整理ができていない状況です。まずは運営協議会委員のほうをというところで今進めてはいるんですけども、今おっしゃっていただいたとおり、最終的には、地域学校協働活動推進員、コーディネーターの整備は本当に大事かなというふうに感じております。

先ほどお話があったように、じゃあどんな方がっていうところで、やはり、当然地域の方、地域のことをよく知る方もそうなんですかけれども、学校の実情も知っている方、それから校長先生のご意見にも賛同しながら協力してやっていただける方のほうがよい。反対する方を選んでしまうとどうしても対立してしまいますので、そういういたところの選定がやっぱり難しくなってくるかなと思っておりますので、やはりそういういたところは学校任せにせず、教育委員会と学校と話をしながら、よりよい推進員を選んでいくように進めていきたいなというふうに考えております。

令和8年度については、そういう立場の方ではないんですけども、やっぱりリーダーとしてどういうふうに学校運営を進めていただくかという方も学校のほうでも今選定していただいておりますけれども、校長先生の話を聞く限りでは、この方だったら大丈夫かなという方をそれぞれの地区で選んでおりますので、ご安心いただけたらと思います。

それから、最初におっしゃっていただきました、校長先生がやはり当然代わると、それぞれの学校の目的だとか方針も変わってくるかなと思うんですけども、やはり一番大事なところは、運営協議会として学校の、特に管理職の先生、校長先生だったり教頭先生が代わったとしても、同じその地域と学校とのつながりを大事にしながら子供を支えていくというところは、やっぱり安定的なところで担っていきたいというところを運営協議会の性質として大事にしているところなんですけれども、だからこそ運営協議会委員が1年でもう代わってしまう、そうではなくて、当然、事情によって代わってしまうところもあるんですけども、なるべく継続して運営協議会委員に当たっていただく方を選定させていただき、地域の思い、それから学校

の思いが安定的に前に向かっていけるように心がけていきたいなというふうに考えています。以上です。

○教育委員

ありがとうございました。どなたも必要な方だとは思いますので、その委員になられた方たち、それからまた活動している人たち、実際にそこに立ってとか子供たちと一緒に活動するというそういう人たちが適宜長くやっていただけけるような体制を執っていくっていうのが必要かなと思いました。

こういう整備のこの規則等の整備について、規則とかっていうところにそういうことも文言入ってはないですよね。そういう細かいことは、こういう規則の中には入らないですけれど、実際にそういうことが特記事項といいましょうか、そういうふうにやるといいましょうか、そんな気をつけて運営していくっていう必要性のものを何か覚書みたいにしてあるといいのかななんていうような話でしたので、規則に必ず載せるものではないかなと思いましたけど、心得としてよろしくお願ひいたします。以上です。

○職務代理者

ありがとうございます。

お願ひいたします。

○教育委員

規則の制定案の文言が非常に難しい。だから、読み取りがなかなかできないというのが基本的にはあります。

例えば第2条の3番「教育委員会は、前項に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、協議会の設置の可否を決定したときは、学校運営協議会設置可否決定通知書により当該申請書を提出した小中学校の校長に通知するものとする。」申請書を受けた場合、その内容を精査し、協議会の可否を決定するのは具体的に教育委員会のどこの部署なのか、選考委員は誰が選考委員になるのか。さらに、申請書の可否の決定で、申請が認められないのはどんな理由があるのか、これらも具体的に教えてもらえますか。

○学校教育課

今、委員からお話を聞いて、やっぱりこの規則の中にある言葉とそれから実際にどういうふうに事務局的に動くっていうところが、これ今、言っていただいたところ以外にも多々あるかなと思いますので、大前提として、またそういったところが具体的に学校にも分かるように、この規則もそうなんですけれども、ここに附隨する手引きのほうにもやっぱり記載していく必要があるのかな、あるいは、補足等をしていかないとなかなかそれぞれの学校のほうにも伝わらないかなというふうに思いながら、ちょっと話を聞かせていただきました。

ここにある文言については、今お話をいただいたように、どこの部署が決定するだとか、選考はどうするかっていうのはまだ担当レベルでしか考えてないので、ちょっとこの場ではまだすぐに即答できなくて大変恐縮なので、そういったところも含めて、実際に具体的に申請手続のほうを行えるように整備して考えていくたいと考えております。 以上です。

○職務代理者

そのほかでいかがでしょうか。

進行の立場からですが、協議会の申請について、許可しない場合のことがここでは記述されているわけですかけれども、基本的には出されるものは、恐らく許可されていくと思うんですね。そうした中で、全てオーケーなのかっていうことのためにこういった文言があるというふうな印象は受けました。 と思います。

あと、後のほうの報酬なんかについてはまた後ですかね。今でもいいですか。運営協議会は、1日当たり

1, 000円という額を設定させていただいているんですけれども、これはどのようなことから、こういう価格設定を考えたのか教えていただきたいと思います。

○学校教育課

この価格の根拠なんですけれども、まず、いろいろな自治体の報酬額を調べたところなんですけれども、例えば豊橋なんかだと、豊橋は日額ではなく1年間で一律で5, 000円に決められているんですね。2回でも3回でも5回でも5, 000円。これは、どちらかというと回数が年に応じて上限を定めずに何回でもこの額ですよということでそう決められている自治体もあれば、予算がたくさんあるようなところだと年に数万だとか日額もかなり高額な報酬を支払っているようなところもございます。やっぱりいろんな自治体を見たときに、最低ラインのところで田原市さん、あと日額1, 000円っていうところで、そのところと同じような価格設定をさせていただいたんですけども、当然市の予算等の兼ね合いもあるかなと思うんですけども、やはりこれまで何とかボランティアで参加していただくなつうに今ある仮の新城版の運営協議会の委員の方が少しでも報酬をもらって仕事に当たっていただければというところで1, 000円という形で設定させていただいたところです。以上です。

○職務代理者

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

お願ひします。

○教育委員

第3条の（3）「対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べること。」学校評議員会と学校運営協議会との決定的な違いはここだと自分は思っています。対象学校の職員の採用その他の任用に関する項目について、教育委員会に対して意見を述べる、つまり、学校の教職員の構成及び配置に関わる教育の人事に意見が述べることができるということですか。

○学校教育課

はい。

○教育委員

評議員会議と運営協議会では、ここが決定的に違うところだよね。校長先生の教育方針の内容に合った教職員の配置を求める意見はいいけども、分限処分、あるいは懲戒処分、勤務条件そういう意見は対象にならないということを明記していくかないと、非常に難しい事案が出てくるし、教職員の個人情報が必ず出てくるので、委員に守秘義務があるっていうことを確約する必要が絶対ある。そこら辺を押さえておくことが大切だと思います。

さらに、第3条の次のページの（3）「当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法云々の基本的な方針。」という、これが全く分からない。基本的な方針って一体どういうことですか。

○学校教育課

まず、後にお話をされた（3）、ここが実は、今年度の夏に国のはうから働き方のところで、コミュニティ・スクールが、今まででは、教育課程それから校長の方針を承認するっていう文言だったのが、実は教職員の健康を大事にするという意味で業務量管理だとか、健康確保のために学校がどんな取組をしていくかっていうのを校長先生がそこでも示してくださいと。それを運営協議会のはうで承認してくださいと。これが義

務化されるっていうところで、そういうような通知がございました。なので、これもまた規約にも盛り込まないといけないというところで、ちょっと文言のところは確かに分かりにくいので、そういったところをちょっと分かりやすくしていきたいとは思うんですけども、そういった通知を受けての（3）、急遽、これを入れさせていただいたっていう感じでございます。

運営協議会のほうでも、目的の一つとして、先生方の働き方をいかに、何ていうんですか、よりよくしていくかっていうところも、国のほうでは進めていくっていうところが、こちらのほうで周知しているところです。

それから、やはり、運営協議会委員にどのようにやっぱりこの規約を伝えていくか、規約があるだけではなくて、実際にそれを受けてそれを守っていく、それから意識していくっていうところが重要なことは思っております。第13条のところに記載させていただいておりますが、「教育委員会は、委員に対して、協議会並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。」というふうに記載させていただきましたとおり、令和8年度から設置なんすけれども、今年度の3学期にそれぞれの設置予定校にこちらのほうが、私のほうが出向いていって、運営協議会委員候補者に運営協議会の進め方だとか、運営協議会委員としての責務だとか、そういったところを具体的に説明して回りたいなというふうに考えているところです。

○職務代理者

お願いします。

○教育委員

先ほど最初の基本的な方針っていうのが、新城市教育委員会、あるいは新城小学校としてどうなのか、校長として勤務条件として教員の働き方改革や何かも踏まえて具体的にどうなのかっていうところを押されていかないと、そこは難しいなっていうふうに思いました。分かりにくい。

○職務代理者

よく似たような質問になるかも分かりませんすけれども、委員の身分が特別公務員の扱いになるというような文言も入っておりましたけれども、これについてもこの頃示された内容ですか。これは前からですか。

○学校教育課

これは前からです。

○職務代理者

前からですか。

○学校教育課

はい。

○職務代理者

そのほかでいかがでしょうか。

○教育委員

添付資料②で改正前は（学校評議員）となっています。改正後を見ると、ここのところは（学校運営に関する意見聴取）となっています。ここは、（学校運営協議会委員）か、そういう文言であったほうがいいような感じがしますが、何で（意見聴取）になったのか、その理由を教えてください。

次に、その下の改正案の「校長が推薦し、教育委員会が委嘱する」って書いてあります。他の市でも同じように推薦、委嘱と記述されていますが、考えてみると、委員には非常勤特別職の地方公務員の身分を保障

しています。さらに報酬が支払われるという点から考えると、ここは委嘱じゃなくて任命という言葉がふさわしいんじゃないかなと思います。

ちなみに、手引きの（案）の4ページの年間スケジュールでは「委員任命」になってます。

それぞれのポストを与えて報酬を出す以上、やっぱり委嘱じゃなくて任命じゃないかって思うんですけど、いかがですか。

○学校教育課

まず、この文言についてはやっぱりちょっと他市のほうも参考にさせていただき、この文言にしたというのもあるんですけども、一番懸念しているのが、令和8年度に学校評議員会がなくなるわけではないです。運営協議会が設置されている学校と学校評議員会が設置されている学校があり、令和10年度になると学校運営協議会っていう言葉になってくるとは、評議員会はなくしていくっていう方向で考えておりますので、そうなったときにこの文言にすることで、どちらも対応できるかなというところで、こういうふうに記載させていただいたところです。

それから二つ目については、任命という言葉も含めて、もう一度検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございます。そうしたところを詰めていただくということで。

そのほかにご意見いかがですか。

お願いします。

○教育委員

それではちょっと、とても簡素なことかもしれませんけれど、Q&Aのところにある一番最後の「家庭や地域にとってプラスになることは」というところのこの問い合わせに対するアンサーとして、子供たちを学校運営協議会に参加させてみてはどうでしょうかっていうような書き方がしてあるのですけれど、今、公務員として子供たちってわけではないでしょうし、参考までに子供たちも一緒にまちづくりをしていきましょうということで書かれているというように受け止めとけば、子供さんが委員になるわけではないということで押さえてよろしいでしょうか。

○学校教育課

はい、そうです。

○教育委員

ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

ただいま出されました幾つかの問い合わせについてこれらを詰めていただくということでございますけれども、そのほかの心配な点はございますか。

それでは、またこれから詰めていただいて、またいろいろご協議をいただくことがあると思いますので、また詰めていただくということでおろしくお願いしたいと思います。

○学校教育課

ありがとうございました。またいろいろご意見いただこうと思っておりますので、また何かの形で連絡を

差し上げますので、またご意見あれば教えていただけたらと思います。

次回、なるべく決定のほうに移っていけたらと考えておりますので、ご協力のほうよろしくお願ひいたします。

すみません。原田、これでちょっと退席させていただきます。お願いします。

○学校教育課

貴重なご意見をありがとうございました。

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは、これからまたご意見、お気づきの点がありましたら、ご連絡いただきたいということでお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

日程第4　（1）報告事項

○職務代理者

日程第4、報告事項に移ります。

ア、9月議会について、事務局から説明お願ひいたします。

○教育部長

よろしくお願ひします。

現在開会中の市議会9月定例会につきましては、明日の26日が最終日となります。このうち、10日の水曜日から12日金曜日までの3日間で一般質問があり、6名の議員さんからご質問をいただきました。概要につきましては資料の49ページからとなりますのでご確認ください。

その中で小野田直美議員から、夏場の児童の登下校について再質問を通して議論をしております。先ほどの教育長報告にもありました内容と重複しますが、資料の57ページからがその内容となります。特に千郷小学校の徳定、片山地区、東郷東小学校区の大河と有海地区については、片道3キロ前後の距離を歩いて通っていることについて、対策が必要ではないかというご意見をいただきました。それに対し、学校、保護者、地域で児童の登下校について協議をしていただき、必要な支援は行つてきたいということを答弁させていただいております。

概要につきましては、資料をご確認ください。

また、18日の木曜日に予算決算委員会が開催され、補正予算案の審議が行われました。教育委員会関係の主なものとして、中学校6校の特別教室への空調機設置工事費を上程しました。委員会では予算案が承認されましたので、最終日の明日、本会議で採決される運びです。可決されれば、来年の7月末を工期として、特別教室への空調機設置に向けた事務を進めてまいります。

また、夏目安勝委員の任期満了に伴う新たな教育委員の任命につきましては、明日の最終日に審議されます。結果につきましては、来月の定例教育委員会会議で報告させていただきます。

9月議会については以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ご報告について何か質問ございますか。

ないようですので、続きまして、イ、新城市共育推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

共育推進計画の進捗状況についてご報告させていただきます。

平成31年3月に策定しました共育推進計画は、計画期間を31年度から令和10年度までの10年間としていまして、おおむね3年をめどに進捗管理、評価・検証を行っております。

この計画目標を達成するため、「新城の三宝を活かした共育活動の推進」と定めまして、共育の理念の下、具体的な共育活動を展開することによって、共育の普及推進を図っていきます。

この計画を進めていくに当たりまして、新城市共育推進計画における基本計画の内容で、基本構想を基に三つの3点、「家庭教育」、「学校教育」、「社会教育」の3点について、それぞれ4分野に分けまして、子育て支援、地域活動、健康・スポーツ活動、文化芸術活動にそれぞれ分けまして、さらにそれを実行していくために、具体的な事業をそれぞれのテーマに沿って、事業を実施しております。

この実施の事業について、計画された各事業の実施状況は、こちらに記載されていますとおり、事業の開催や支援、各種講座の開催、事業の提供、情報発信等を行っております。おおむね現在の段階では、実施できていると考えております。

最後に「計画」の方向性として、おおむね3年をめどに管理等をしておりますが、もう7年も経過しておりまして、各事業が市民に定着したものがある中、定型化したものもあるため、変化によって見直しも必要あると思っております。また、これで3年後には計画が終わることから、新城の3宝を活かした行動方針を定めて、豊かな人生、元気なまちづくりにできるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

ありがとうございました。ないようありますので、次に移ります。

ウ、新城図書館利用に関するアンケートについて、事務局からの説明をお願いします。

○生涯共育課

それでは、図書館利用に関するアンケートについて報告をさせていただきます。

資料64ページをご覧ください。

図書館では開館時間短縮及び休館日の検討を、今年度に取り組む課題として掲げております。

この検討を行うきっかけとなりましたのは、数年前から言われております市の予算編成におきまして、廃止や規模縮小等を検討するということが予算編成の中でされておりまして、図書館におきましても夜8時までの開館ですか、月に2回の休館日が費用対効果としてどうかというところの検討を行うものとしたものでございます。

この検討を行う基礎資料とするために、今回の図書館利用に関するアンケートを実施しております。

アンケートの目的としましては、2点を挙げております。

1点目は、図書館利用の現状把握でございます。図書館の利用であらゆる利用者がどのような目的で、どのような曜日や時間帯にどのくらい図書館を利用するのかを把握することを目的としております。

2点目は、開館時間と休館日について利用者からのご意見を伺うということあります。現在の開館時間、休館日についてどのように思っているか、逆に時間や日を変更した場合、どの形なら支障がないか等につい

てご意見をいただくものです。

こちらのアンケートにつきましては、8月30日から開始をしております。9月30日までを回答の期間としております。

アンケートの回答方法としましては、館内に設置のアンケート用紙に記入をしていただきますか、QRコードをスマホ等で読み込んでいただきまして、そこから出てくるLogoフォームで回答していただくという2択としております。

アンケートの内容につきましては、65ページから67ページになります。

問1につきましては利用者自身について、問2につきましては利用状況について記入をいただいております。問3、問4で開館時間及び休館日について意見を求める内容となっております。

現時点でアンケート用紙で22件、Logoフォームで192件の回答をいただいております。

これで9月30日の期間を終了しましたら、速やかに集計分析を行いまして、図書館としての方向性を出したいと考えております。また、定例教育委員会議で報告をさせていただきまして、教育委員会としての判断を決めていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

お願いします。

○教育委員

図書館の開館時間を今、見直しっていうことだったんですが、閉館時間を早める予定なんですか、今後。

○生涯共育課

そうですね。できれば1時間ですね。

○教育委員

7時まで。

○生涯共育課

そうです。夜7時までの開館としたいというふうに今考えております。

○教育委員

となると非常に残念です。まず、街中が新城、暗くなるのが早い。駅周辺も今、暗くなるのが非常に早くて、8時、9時なんてもうほぼ真っ暗に近く、図書館が8時まで開いているっていうのが結構、小中学生はともかく、高校生ですかとか予備校生なんかは、ほかの東三河の市町村、結構9時とかまで開いていたりするので、そこで自習に行ったりするんですが、新城の子供たち、学習塾に通っていない中高生なんかは、割と図書館、いい勉強場所になっているので、閉館時間が7時になってしまふと、ちょっとその安全の観点と、あと子供たちが自宅以外で勉強する場所っていうのが、コロナ禍中も時間制限を設けて開放してたじゃないですか、何時間までって、それでも結構ブーブー言ってたので、1時間、その7時までになるっていうのは結構大きいなと思って。でも、アンケートに答えてくださってる方たちがどういう年齢層の方たちなのか、どういう利用の仕方をしてる方たちなのか、ちょっと分からんのですが、少なくとも中高生はちょっと7時で閉館しちゃうって言われたら、えって言う子たちが多いんじゃないかなというふうに、実際に使わせていただいていた者としては思います。なので、ちょっとアンケートの結果で決めてしまうっていうのは、どうなのかなっていう気持ちがあります。

○生涯共育課

はい、アンケートですね、今日の時点の集計結果を見ましても、夜8時までというご意見はかなりいただいているとして、7割ぐらいの方は8時までやつてほしい、6割、7割ぐらいの方はそのぐらいの時間までやつてほしいと回答していく、学生さんは当然勉強をしたいっていうのがありますし、仕事から帰ってくるときに7時までだとちょっと時間に合わなくて、借りたり返却ができないので8時まで開けていてほしいというご意見はアンケートの中でもいただいてはおります。

○職務代理者

ありがとうございました。またアンケート結果を見ながら、いろんな意見を反映していくようにというお話だと思います。

図書館はやっぱり自由に入り出しができるものですから、全体の利用者総数というのは把握しづらいと思うんですけども、そういうことの把握はなさろうとかされていますか。

○生涯共育課

全体ですか。

○職務代理者

はい。

○生涯共育課

図書館の利用の数ですと、来館者数については入り口にカウンターがあるものですから、それで1日どれぐらい人が来るというのは把握はしております。

○職務代理者

分かりました。ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

お願いします。

○教育委員

直接そのアンケートに関してではないんですけども、ちょっと図書館のことでお伺いしたいんですが、図書館のコーナーに自由に持つていっていいですよっていうコーナーがあったかと思うんですけども、あれは何か募集というようなことは、いつもどこかで声かけしてるんですか。

○生涯共育課

あの本につきましては、図書館として廃棄の対象になった本が、通常ですとリサイクルに回してしまう、廃棄としてクリーンセンターに持つていって廃棄しちゃうんですけども、幾つかについては、このコーナーに出して、ご自由に持つていってくださいということで、市民の方に還元ではないんですけども、そういう形で出させていただいている。

○教育委員

要するに図書館の中にあった本をよかつたらどうぞという感じで、特に市民の皆さんから図書館のほうへ寄贈、寄贈というか、ただ持つていっていいですよっていう形で、集めているということではないんですね。

○生涯共育課

そうですね

○教育委員

私、あのコーナーがとてもいいなと思いまして、やはり中には本が大好きで、図書館の本を借りて読むのもいいんですけども、できれば気に入った本があったら自分の家に持っておきたい、そういう本をあそこで見つけて、それも無料で頂けるっていいたら、本当にそれはサプライズのプレゼントでいいなというふうに思いましたので、もしあれでしたら、家にある本ですごく難しい専門書とかそういうのはどうかと思うんですけども、子供さんが喜びそうな本を、そういうのを集めるというか、引き取りますよということで、それを欲しい方は持つていってもいいですよっていうような、ちょっとあのコーナーをもう少し幅を広めてやるといいんではないかなっていう、前からちょっと薄々感じておりましたので、そのアンケートとはちょっと別の話にはなるんですけども、ちょっと並行してその辺のところを検討していただけたとありがたいと思います。

○職務代理者

ありがとうございました。

そのほかにいかがですか。

ありがとうございました。それでは、次に移させていただきます。

エ、行事・出来事（9月、10月）について、報告事項がある事務局のみ説明をお願いいたします。

お願いいいたします。

○教育総務課

教育総務課から1点、お願いします。

来週10月4日土曜日になりますが、市制20周年の記念式典がございます。秘書人事課から案内状が行ってるかと思いますが、当日9時半から受付やっております。この案内状と封筒も一緒に持ちいただきまして、番号が書いてありますので、それで受付がスムーズに可能になりますので、この案内状をお持ちになって、9時半から10時の間に受付がありますのでよろしくお願ひします。

○職務代理者

ありがとうございます。お願いいいたします。

○学校給食課

続きまして、学校給食課、お願いします。

69ページです。2学期から市民を対象に施設の見学を受入れを開始しております。9月18日に新城地区の民生委員さんを受け入れて施設見学を対応しております。

また、小中学校を対象に2学期から受入れを開始しますという周知を学校にしておりまして、スケジュールに記載がございませんが、10月24日の金曜日に黄柳川小学校、鳳来寺小学校、鳳来東小学校の3校が合同で施設見学に初めてお越しになります。

以上です。

○学校教育課

学校教育課はありません。

○生涯共育課

生涯共育課からのスポーツ係からですが、10月13日に市民歩こう会を開催いたします。

場所は新城総合公園を発着点としまして、設楽原の決戦場周辺を回ります。申込期限が10月3日、金曜日まで、完歩賞として450年の記念品をプレゼントしますので、ぜひご参加のほうをお願いいたします。

続いて、皆さんに赤いこういった新城マラソンのチラシのほうを配らせていただきました。今年度は、令和8年1月25日に行います。今年のポスターのイラストは、長篠・設楽原の戦いの450年ということで、鳥居強右衛門をモチーフとしております。大会の申込みは10月1日から31日までとなっておりますので、またそちらもよろしくお願ひいたします。

スポーツからは以上です。

○生涯共育課

図書館から1件ですけれど、こちらの資料に記載をしておりませんでしたが、10月27日から11月9日まで、秋の読書週間に伴いまして、1人15冊、貸出期間3週間の特別貸出しを行いますのでご利用をお願いします。以上です。

○生涯共育課

引き続きまして、資料館からです。

本日お手元に資料をお配りさせていただきました戦国博覧会の結果という資料でございます。8月30、31日の両日にわたりまして、新城文化会館で開催いたしました戦国博覧会の結果についてご報告申し上げます。

両日にわたりまして、2,900名ととても多くの方にお越しいただきました。またそれぞれ第一線で活躍しておられる講師の方々をお招きしましたので、こちらも大変いいお話を聞くことができ、多くの皆様にご満足いただけたものというふうに思っております。

長篠・設楽原の戦いに関わる市町村のブース出展をいただきました。2枚目のA3の紙で、それぞれ出展してくださった方々の意見・要望を事後にアンケートとしてお取りいたしましたので、そちらのほうまとめさせていただきました。おおむね好意的なご意見だったかなというふうに思っております。

最後、本事業に関わりました教育委員会職員から意見をいただきましたので、それをまとめておきました。事務局として準備不足、それから人不足などのご指摘をいただきました。また非常に暑い中での開催でしたので、皆さん方の健康を気遣うご意見もたくさんいただきました。来年度、先ほど教育長よりお話がございましたとおり、山城サミットを新城市で開催することとなりましたので、今回この事業で出ました反省点を活かした形で事業の準備に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○職務代理者

お疲れさまでございました。分かりました。

○生涯共育課

最後に博物館からです。資料の77ページをご覧ください。

新城市で見られる動植物、菌類、石などが38種収録されました手作りの鳳来寺山自然科学博物館カードV o l. 3を9月8日から配布しています。今回のV o l. 3により合計100種のカードを作ることができました。

次に79ページをご覧ください。

10月18日から令和8年1月18日まで秋・冬の特別展「草木染め展」を開催します。

自然の植物などを使って生地を染める草木染めの基礎知識や手順の紹介や、染色された資料などを展示いたします。

続いて、81ページをご覧ください。

10月19日、桜淵公園の河原でジオツアーフ「川原の石の観察会」を開催します。

続いて、83ページをご覧ください。

10月26日に海老川沿いで見られる植物を観察する野外学習会「海老川沿いの植物」を開催いたします。

博物館からは以上です。

○職務代理者

盛りだくさんの行事、ありがとうございます。

この件につきまして、質問等ございましたらお願ひします。

お願ひします。どうぞ。

○教育委員

3点、お伺いします。

まず1点目、新城地区の民生委員・児童委員の施設見学が行われましたが、説明が非常に分かりやすかったです。それと見学通路から調理の様子をしっかりと見えたということで大変好評だったというご意見をいただいているです。

2点目、学校教育課に質問です。

10月22日、へき地・複式教育研究協議会が黄柳川であります、教育委員は特に参加する必要はないですね。

○学校教育課

はい。もし参加されるようでしたら、言っていただければ。

○教育委員

はい、分かりました。

3点目は、生涯共育課の戦国博覧会、自分も参加させていただきましたが、非常に講演がよかったですし、非常に聞き応えのある講演だったなと思います。

ただ、キッチンカーを出展された業者の方から「流れが悪いので客が来ないんじゃないかな。」というクレームが出たかもしれません、あの日、炎天下で、自分も行きたいと思いましたが暑過ぎてあそこへ並べれない状況でした。時期的な問題もあるのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

ほかの方いかがですか。

お願ひします。

○教育委員

質問というか興味、保護者としての興味一つなんですが、9月4日台風で麺がご飯に替わっていましたよね。9月4日のお便りで来て、5日の金曜日の麺の給食がご飯に替わりますという内容で保護者のほうに通知が来て、たしか、かきたま汁のおうどんが多分豚汁か何かにメニュー変更された日があったと思うんですけど、保護者の中で翌日に麺からご飯に献立が替えられて、どんな流れで、たしか給食センターのほう、謎の大きな箱なので保護者の本当に想像なんんですけど、どんな流れでご飯にメニュー変更が、すぐ翌日のメニュー変更ができるのかっていうのは、本当に保護者として興味がありまして、どんな段取りで翌日のメニューが決まって、食材だとかの手配もありますよね。どういうふうに決められて

メニュー変更っていうのが可能になったのか、ちょっとそちらの後ろのバックヤードをお伺いできたらなと
ちょっと思ったんですが。

○学校給食課

たしか前々日だったんで、台風が、天気が怪しいという話で、まず麺屋さんにストップをお願いをして、ご飯自体は炊飯ができますので、まず、主食をご飯に切り替えました。汁物は、具材が入ってきちゃいますので、もともと使う食い材を基に豚汁に急遽組み替え対応しました。

○教育長

つまり、麺を頼んじやうと、もうストップが効かないから。そうなるとロストフードになる、だからもうご飯をやるしかないっていうのが前提条件。ご飯なら、その前日でも一応止めれる。そうすれば、フードロスが少なくて済む。そこがあったので、もしそれで台風が来れば、24時間待って、そこで中止が決定できる。その選択だったんだよね。

○学校給食課

はい。麺は業者の準備の都合上なかなかストップできませんので、購入してしまって、直撃して給食止め
るっていうと全て無駄になってしまふので、それを避けたかったので、ご飯に切り替える判断をしました。

○教育委員

で、かきたま汁がすぐ豚汁に替わるんですね。具材が。よく豚の部分が。豚はあるんですか、常に。

○学校給食課

ストックしてはいるのですが、急遽組み替えて調整をして替えたものです。

○学校教育課

結局、アレルギーの対応とかそういうので、栄養教諭が確認するのにちょっと時間がかかりまして、当日になってしまったというところなんですねけれど。メニューを替えたというところがあったんで、ジーエスエフとの確認とかもいろいろ時間がかかったようで。

○教育委員

例えば保護者としては、やっぱりそういう天気になると、もしかすると明日は給食前に帰ってくるかもしれないとか、給食がストップするかもしれませんとまず思うんです。そうすると、まず当然、親も帰らなきやいけないとか、場合によっては学童の子供にお弁当持たさないといけないのかなって、ちょっと本当にたかが給食じゃないんです。それは本当にメニューが翌日に替わって、当然学校から帰ってきたということで、びっくりしました。

○職務代理者

ありがとうございました。いろいろ工夫なさってということで、ありがとうございます。

そのほかでいかがですか。

お願ひします。

○教育委員

お伺いしたいと思います。

先ほど図書館のところで伺えばよかったですかもしれませんけれど、この利用者の皆様へというアンケートのお願いというところに書かれている図書館としてのサービスを継続していくため、運営の見直しが必要であるというふうに書かれております。これを読んでしまうと、図書館はもう継続が危ういのであろうかと思つてしまいますが、この実際に利用している人たちの調査をすることだけではなく、図書の内容とか図書を借

りている状況とか、どれだけ新刊が入ってたりとか、どんな企画が行われているかとか、そういうことは実際にこの継続のためってなったら、いろんな施策を考えなければいけないなって思うもんですから、実際にこのアンケートっていうのは、今回の場合、目的をはっきりと開館時間ということに抑えられたんだと思いますけれど、そのような根本的に図書として、この図書館として、必要な要件みたいなものが入っているかなっていうところもしっかり踏まえておかなければいけないものなのかなと思いまして、この継続っていうのは、閉館に向けてとか、閉館を阻止するためにとかっていうものではないというふうに捉えておいてよろしいでしょうか。ちょっと心配になりましたので伺いました。

○生涯共育課

図書館としては、閉館とかっていうことを全く考えてないんですけども、ただ、いろんな経費ですとか、そういうものをやっぱり市全体として削減していくとか、そういったことを考えなければいけないという中で、やはり夜8時までというのは、利用者の数と開いてる時間との費用、経費の関係でどうなのかというところを考える必要があるということで、今回このようなアンケートで実態を把握したいなというところで出させていただいたものです。

○教育委員

そうすると、魅力あるとか、通う・行きたくなるとか、そこを利用してすごく効果があるとか、楽しいとか、そこで価値がすごくあるものだと捉えられているとかっていうような、この内容的なものっていうのも考えていかなければならないところかなと思いましたので、実際にそこで勉強するだけではなく、いろんな市民がいろんな活用方法があるという図書館にしていくっていう努力っていうのも必要なのかなと思いましたので、もしその経費削減とかっていうだけではなく、次にどんな手を打つかってことも考えながらアンケートを取っていかれたらよろしいんじゃないかななんて思いましたので、継続の方向でよろしくお願ひいたします。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

お願ひします。

○教育長

どうしても後手に回ってしまうんだけれども、こういうアンケートを取りたいっていうところで教育委員会に諮ったほうが本当はいい。そうすると、アンケートに答えていただく方が、いろんな思いがある。いろんな思いがあるんだけど、そこを引き出すために我々が事前に考えることができるっていうことで、そういう手順を一度踏むかどうかっていうのはとても大事なところがあると思います。

○職務代理者

ありがとうございました。

また次の機会にはそんなことを考えていただいてということでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

お願ひします。

○教育委員

子育てメールが定期的に来るんですけど、そこに図書館の情報は常に載せられていますか。例えば、先々週、9月頭だったと思うんですけども、英語教室をやったときに、子供に読ませたい100の本みたいなシリーズがあって、図書館のコーナーに当然100冊ではないんですけど、ある程度その本が並べられていて、

ごそっと本当に借りやすくて、実際、英会話教室に持つていったら皆さんすごく手に取られてて、こんなまとめて図書館にあるんだと言われてたんですよ。

もし、その親子案内が来るので、子育てのそのメールに例えば今読みたい100選図書館に並べてますとか、そういった情報があれば、もう少し小さい方もお子さん連れて足を運ぶんじゃないかなと思うんで、そういういた媒体があるので、そちらも活用されたらどうかなと思います。

○生涯共育課

ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

ありがとうございました。それでは、ご意見もないようありますので、以上をもちまして、令和7年9月新城市教育委員会定例会議を閉会といたします。

次回の開催は、10月23日、木曜日を予定しております。会場は4階の会議室になりますのでよろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時53分